

令和2年12月22日

一般社団法人 東京経営者協会 会長 殿

2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

日頃から、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

2020年度卒業・終了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

本局においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで貴団体に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた2019年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきました。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020年度及び2021年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において、別添のとおり「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・終了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

東京労働局長
土田浩史

